入札説明書

令和5年札幌市告示第2014号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 告示日 令和5年4月25日
- 2 契約担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3-1 ばらと北1条ビル8階 札幌市保健福祉局医療対策室調整担当課(電話011-211-8189)

- 3 入札に付する事項
 - (1) 役務の名称

令和5年春開始接種に係る集団接種会場感染性廃棄物収集運搬及び処理業務

(2) 履行期間

令和5年5月15日(月)から令和5年7月5日(水)まで ワクチンの接種状況等により、期間中に接種会場を閉鎖した場合は、同時に 業務を終了することがある。

(3) 履行場所(2か所)

札幌市北区北24条西5丁目1-1 (札幌サンプラザ) 札幌市中央区南4条西11丁目 (旧中央保健センター)

(4) 入札方法

本役務専用の入札書により単価(1箱当たり)及び総価で行う。総価については、4リットル容器420箱、50リットル容器105箱の収集運搬及び処理の合計額(容器代含む)を記載すること。なお、入札比較は、総価で行うこととし、落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年度~令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」、取扱品目「特別管理産業廃棄物収集運搬・処分」に登録されている者であること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項及び第6項の規定による収集運搬業及び処分業の許可を有すること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に

よる再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。) 等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独で同一の入札に参加しないこと。
- 5 入札説明書等に対する質問と回答
 - (1) 質問について

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合には、質問書(別紙1)により、次に従い、電子メールにより提出すること。

ア 提出期間

令和5年4月27日(木)17時15分まで

イ 提出先

vaccine_shuudansesshu@city.sapporo.jp

(2) 回答について

原則として令和5年4月28日(金)以降、本市ホームページに掲載する。 なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての 質問に回答するとは限らない。

- 6 入札書の提出方法等
 - (1) 入札書の提出先及び問い合わせ先上記2に同じ。
 - (2) 入札書の受領期限令和5年5月8日(月)17時15分まで(郵送による場合は必着)
 - (3) 入札書の提出方法

郵送又は持参により提出すること。 なお、提出にあたっては以下に留意すること。

※入札者を一堂に会して行う入札ではないので注意すること。

ア 入札書は別紙2にて作成し、二重封筒として、外封に「令和5年5月9日 (火)10時00分開札[令和5年春委開始接種に係る集団接種会場感染性 廃棄物収集運搬及び処理業務]の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入 札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることが できない。
- (4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、またはこれを 取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を 公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に 執行することができない状態にあると認められるとき。
- ウ 調達を取りやめ、または調達内容の仕様等に不備があったとき。
- (6) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称または 商号、代理人であることの表示、および当該代理人の氏名を記入して押印す ること。
 - イ 入札1回目から代理人が入札する場合は、入札書の受領期限までに委任状 (別紙3)を提出すること。再度の入札において代理人が入札する場合は、 再度の入札の際に委任状を提出すること。
 - ウ 入札者またはその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理 人を兼ねることができない。
- (7) 開札の日時及び場所

令和5年5月9日(火)10時00分

札幌市保健福祉局医療対策室調整担当課会議室

(札幌市中央区北1条西3丁目3-1 ばらと北1条ビル8階)

- (8) 開札
 - ア 入札者またはその代理人で希望するものは、立ち会うことができる。
 - イ 入札者またはその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ウ 入札者またはその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係 職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限 に関わる委任状(別紙3)を提示しなければならない。
 - エ 入札者またはその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
 - オ 開札をした場合において、入札者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

7 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り 消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止 の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内 で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者として、落札留保のう え、入札参加資格を有するものと確認できた場合に、当該落札候補者を落札 者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、く じにより落札者を決定するものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有するものであるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4に掲げる競争入札参加を有することを証する書類(別紙4及び特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可証の写し)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のないもののした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

落札候補者が、入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低価格を以って入札(有効な入札に限る。)したものを、新たな落札候補者として、入札参加資格を有するものか否かの確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(4) 落札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札の取消

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。 ア 契約の締結を辞退したとき、または市長の指定した期日内に契約を締結 しないとき。

- イ 契約保証金の納付義務のあるものが、指定する期日までに、契約保証金 の納付がなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を 取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、 まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送 付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を 契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確 定しないものとする。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地 方消費税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税 事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業 者申出書(別紙5)を提出しなければならない。

(8) 契約条項

別紙6のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、または合理的に知りえたときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イその他

提出は持参することにより提出するものとし、送付または電送によるものは受け付けない。